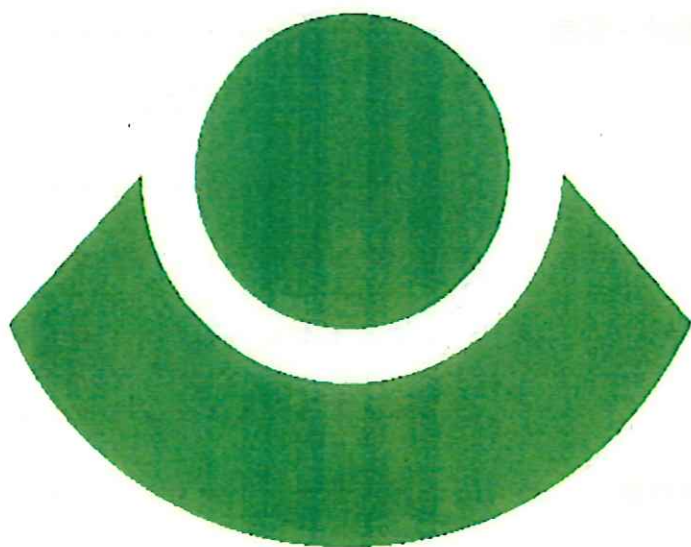


令和7年度

錦町地域防災計画書



熊本県球磨郡錦町

目 次

錦町災害対策運営要綱	・ ・ ・ ・ ・ 1 ～ 2 5
災害時における支援協定	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
備蓄物資	・ ・ ・ ・ ・ 2 6 ～ 2 8
錦町災害対応マニュアル	・ ・ ・ ・ ・ 2 9
錦町災害対策組織	・ ・ ・ ・ ・ 3 0
錦町災害対策部の分掌事務	・ ・ ・ ・ ・ 3 1 ～ 3 2
錦町災害対策本部設置の配置体制	・ ・ ・ ・ ・ 3 3
被害状況調査分担表	・ ・ ・ ・ ・ 3 4
災害発生時の避難場所	・ ・ ・ ・ ・ 3 5
ヘリコプター発着予定地	・ ・ ・ ・ ・ 3 6
防災用資材・救助用資機材一覧表	・ ・ ・ ・ ・ 3 7
錦町防災会議委員	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
区長・主事名簿	・ ・ ・ ・ ・ 3 9
消防組織と編成状況	・ ・ ・ ・ ・ 4 0
消防団幹部名簿	・ ・ ・ ・ ・ 4 1
消防団部長・班長名簿	・ ・ ・ ・ ・ 4 2
錦町地域防災計画危険箇所等	・ ・ ・ ・ ・ 4 3 ～ 4 5
安否不明者・行方不明者・死者の 氏名等公表チェックリスト	・ ・ ・ ・ ・ 4 6 ～ 4 7
災害時応援協定市町村（地図版）	・ ・ ・ ・ ・ 4 8

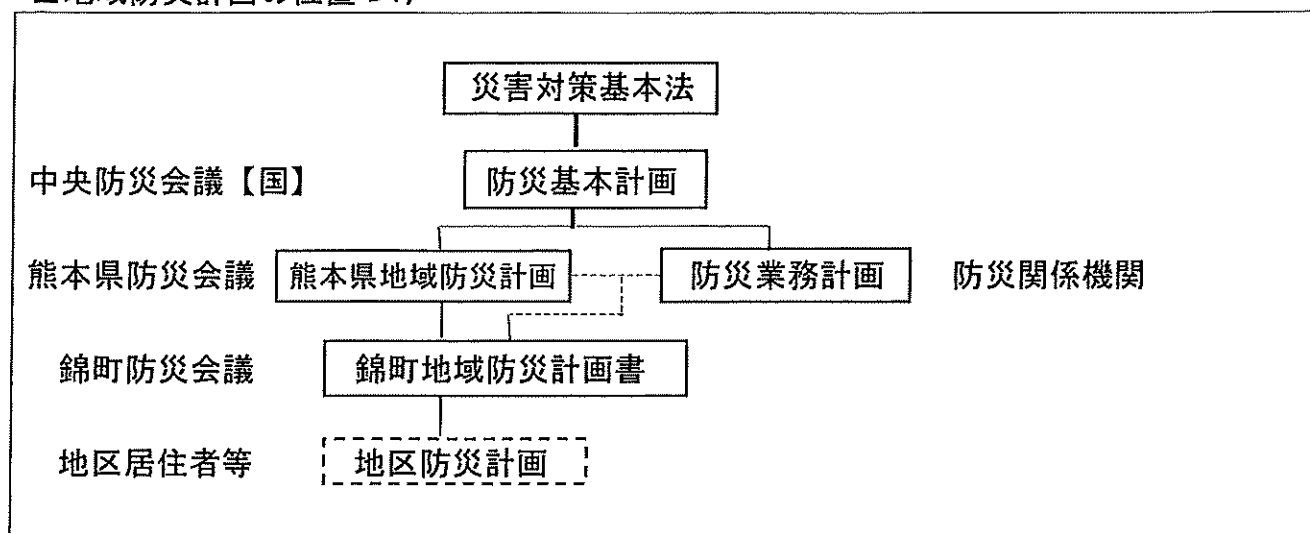
錦町災害対策運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し錦町の必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ、計画的に推進することにより町土の保全、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

■地域防災計画の位置づけ



第2章 錦町災害対策本部

(錦町災害対策本部の設置基準)

第2条 錦町災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

- 一 錦町に特別警報が発表された場合（自動設置）
- 二 県災害対策本部が設置を指示した場合
- 三 錦町において、大規模な災害が発生し又は発生する恐れがあり、町長が設置を必要と判断した場合

2 前項の基準にかかわらず、気象庁の観測において震度5弱以上の地震が発生したとき又は甚大な被害が発生したときは、災害対策本部は自動設置とし、町長の指令を待たずに第14条第1項に規定する第三配置体制をとるものとする。（職員は、自主参集）

3 錦町災害対策本部を設置した時は、錦町災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は速やかに球磨地方災害対策本部長にその旨を報告するものとする。

(本部の位置)

第3条 錦町災害対策本部（以下「本部」という。）は錦町役場に置く。

(代替庁舎の特定)

第4条 災害により本庁舎が使用不可能となった場合の執務場所となる代替庁舎の候補は錦町保健センターとし、代替庁舎が使用不可能となった場合は、その他の町有施設又はプレハブ等の仮設庁舎を確保するものとする。

(組織)

第5条 本部は、錦町職員をもって組織する。

- 2 本部に、本部会議及び本部室を置く。

- 3 本部長は、町長をもってあてる。
- 4 副本部長は、副町長、教育長、消防団長をもってあてる。
- 5 本部長は、必要があると認めたときは、本部に各対策部を置く。

(本部会議)

第6条 本部会議は、本部長、副本部長及び各課長等をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。また、必要に応じて国・県・町等の合同による会議を開催するものとする。

- (1) 非常配備体制の発令及び解除の決定に関すること。
- (2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 災害救助法の発動要請に関すること。
- (4) 避難の勧告及び指示に関すること。
- (5) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (6) 業務の継続体制に関すること。
- (7) 他市町村間との相互応援及び自衛隊、公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (8) 現地災害対策本部に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害対策の総括に関すること。

2 本部会議は、必要な範囲で本部長が招集する。

3 本部会議にやむを得ない事情により出席できない場合は、副本部長及び課長等は代理者を出席させるものとする。

4 本部員が本部会議に出席する場合は、必要によりそれぞれの所管事項に関する次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 応急活動及び措置内容
- (3) 住民、関係機関等に対する連絡調整事項
- (4) 今後の応急対策及び復旧対策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が指示する事項

5 本部長及び本部員は、必要により各関係機関又は所属職員を会議に出席させることができる。

6 本部長は、本会議の議長となる。

(本部室の組織)

第7条 本部室に本部室長（以下「室長」という。）本部室員（以下「室員」という。）を置く。

2 室長は、総務課長をもってあてる。

3 室員は、各課長及び総務課員をもってあてる。

(本部室の事務)

第8条 本部室は、災害対策に関し、本部会議に付議する必要があると認める場合は、資料を提示し、本部長に本部会議の開催を求める事ができる。また、本部会議での決定事項等について、各対策部との連絡調整に関する事務を行う。

(室長の職務)

第9条 室長は、本部長の命を受け本部室を総括する。

- 2 室長は、室員を必要な範囲で招集する。
- 3 室員は、上司の命を受け担当事務を処理する。

(対策部)

第10条 第5条に規定する対策部は、次のとおりとする。

総務対策部、民生対策部、産業対策部、土木対策部、文教対策部、消防団

- 2 対策部の分掌事務は、「別紙2」に定める事務とする。
- 3 各対策部は、必要な対策を樹立したときは、内容を本部室に合議するものとする。
- 4 各対策部は、発生した災害に対する必要な対応に応じて、各班、各部を超えた応援体制をとるものとする。

(対策部の組織)

第11条 対策部に、対策部長、班長、班員を置く。

- 2 対策部長及び班長は「別紙1」に定める役職をもってあてる。
- 3 班員は、関係課等に所属する職員をもってあてる。

(防災活動拠点)

第12条 町は、県が整備した「道の駅錦」を防災拠点の一つとして位置づけるとともに、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や地区内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点の確保を図る。また、災害時の活動拠点（避難場所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用されるよう「道の駅錦」の機能維持・強化に努めるものとする。

第3章 職員の動員配置

(災害対策本部設置前の配置体制)

第13条 気象業務法等に基づく、災害に関する注意報が発表され、警戒体制をとる必要があると認めた時は、次表による警戒体制で職員を配置し、災害情報並びに被害報告の収集にあたるものとする。

区 分	課 名	人 員	備 考
警 戒 体 制	総 務 課	1	町長が情報等を検討のうえ、必要に応じた人員配置を行う。
	地域整備課	1	

- 2 気象業務法等に基づく災害に関する警報が発表され、災害発生の恐れがある場合、若しくは災害が発生した場合は、次表により災害情報連絡本部により職員を配置し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。

区 分	課 名	人 員	備 考
災害情報 連絡本部 第一配置	総 務 課	1 ～ 3	情報収集にあたる
	地域整備課	1 ～ 3	情報収集にあたる
	農林振興課	1 ～ 3	情報収集にあたる

- 3 気象業務法に基づく震度4の地震が発生した場合は前項の規定に基づき、また、震度5弱以上の地震が発生したとき又は甚大な被害が発生した場合は、自主参集により、第14条第1項に規定する第三配置体制をとり、災害情報及び被害報告の収集等災害対応策の実施にあたるものとする。

(災害対策本部設置後の配置体制)

第14条 本部を設置した場合は、災害諸対策を強力、かつ迅速に推進するために次により職員を配置する。

区 分	配 置 時 期	配 置 内 容
第一配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 直ちに災害応急対策が開始できる体制をとるとき	総務課、地域整備課、農林振興課職員6名以上による警戒体制をとり情報収集にあたる。
第二配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ その他必要により本部長が指示したとき	警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。
第三配置	イ 局地的な災害が発生し、更に被害が拡大して広域にわたる災害が発生する恐れがある場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。

第二配置体制の職員は、別表1のとおりとする。

- 2 職員は、災害が発生した場合はすすんで上司と連絡をとり、自らの判断であらかじめ定められた業務に従事できるよう配意するものとする。
- 3 消防団は、本部長が必要に応じて団長に指示する。

(非常配置体制の運営)

第15条 前条に定める配置体制の運営は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第一配置体制

- イ 災害対策本部を総務課内に置き、本部長が統括する。
- ロ 本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、応急対策についての方針を決定するとともに、必要事項については、住民に指示又は伝達する。
- ハ 総務対策部長は、各対策部長と相互連絡を密にし、緊急措置については、本部長に報告するとともに、必要に応じ状況を県に報告する。
- ニ 各対策部長は、それぞれの所掌において災害に関する情報を収集し、総務対策部長を通じて本部長に報告する。
- ホ 第二配置体制の職員は、自宅待機とする。

(2) 第二配置体制

- イ 災害対策本部を役場庁舎201会議室に置き、本部長が総括する。
- ロ 本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、応急対策についての方針を決定するとともに、必要事項については、住民に指示又は伝達する。
- ハ 総務対策部長は、各対策部長と相互連絡を密にし、緊急措置については、本部長に報告するとともに、必要に応じ状況を県に報告する。
- ニ 各対策部長は、次の措置をとり、その状況について、総務対策部長を通じて本部長に報告する。
 - (イ) 災害の現況及び業務指示について連絡員、電話等により職員に周知させ、所要の人員を配置につかせる。
 - (ロ) 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被害予想地へあらかじめ配備する。
 - (ハ) 関係協力機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。
- (二) 要員配置の方法及び人員等について、第二配置から第三配置に切り替えられるよう体制を整備しておく。
- (ホ) 第二配置体制以外の職員は、自宅待機とする。

(3) 第三配置体制

- イ 災害対策本部を役場庁舎201会議室に置き、本部長が統括する。
- ロ 総務対策部長は、町内の被害状況及び応急対策状況を必要に応じて県に通報する。
- ハ 各対策部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況について、随時総務対策部長を通じて本部長に報告する。
- ニ 本配置に従事する職員は、全職員とする。

2 前項各号の非常配置体制において、総指揮者が出張等により不在の時は、次のとおり災害対策本部を運営するものとする。

- (1) 第1順位 副町長
- (2) 第2順位 教育長
- (3) 第3順位 総務課長
- (4) 第4順位以降 町長の職務代理者を定める規則第1条の例による。

体制		警戒体制		第一配置体制	第二配置体制	第三配置体制
警戒レベル		警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
本部 【責任者】		—	—	災害対策本部 (総務課内) 【町長】	災害対策本部 (201会議室) 【町長】	災害対策本部 (201号室) 【町長】
避難情報		予防的避難		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
基準 (気象情報等)	防災気象情報	早期注意情報	大雨注意報	大雨警報 (浸水害・土砂災害)	土砂災害警戒情報	大雨特別警報
			洪水注意報	洪水警報	顕著な大雨に関する 情報	大雨特別警報 (土砂災害)
			氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報	氾濫発生情報
			線状降水帯予測情報	早期注意情報 (警報級の可能性)	記録的短時間大雨情報	—
	累加雨量	100mm		200mm	200mm以上	
	キキクル (土砂、浸水、洪水)	—	黄	赤	紫	黒
	河川水位情報	—	—	水防団待機水位	避難判断水位超過	氾濫危険水位超過
	球磨川 (一武水位観測所)	—	—	3.50m	4.40m	4.50m
地震 ※警戒レベルと紐づいていない		—	—	震度4の地震	—	震度5弱以上
避難所開設		開設の検討	開設の検討	・ 錦町総合福祉センター ・ 西コミュニティセンター ・ 人吉海軍航空基地資料館	必要に応じて増設	必要に応じて増設
関係課		—	・ 総務課 ・ 地域整備課	・ 総務課 ・ 地域整備課 ・ 農林振興課 ※第二配置体制の職員は自宅待機	全対策部 ※第二配置体制の職員は、別表1のとおり。 ※第二配置体制以外の職員は自宅待機	全対策部(全職員)

(職員の応援要請)

第16条 各対策部長は、災害の状況により所属職員で対応できない場合は、総務対策部長に対し応援を要請することができる。

(緊急措置)

第17条 緊急を要する事態が発生し、指示を受ける時間的な余裕がない場合には、現場職員の判断により必要な措置を講じ、事後に各対策部長へ報告する。

(電気、水、食料等の確保)

第18条 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員のための水、食料等を3日分から1週間分を備蓄するものとする。

(重要な行政データのバックアップ)

第19条 災害時の被災者支援や住民対応を可能とするため、業務の遂行に必要な重要な行政データを同時被災しない場所にバックアップデータとして保管するものとする。

(配置解除)

第20条 災害応急処置等の配置体制は、次の場合解除するものとする。

- (1) 災害発生の恐れがある注意報及び警報が解除されたとき。
- (2) 本部長が被害発生の危険が去ったと認めたとき。
- (3) 被害の不拡大が確認されたとき。
- (4) その他本部長が必要に応じ解除の指示をしたとき。

第4章 協力機関への協力要請及び自衛隊への派遣要請計画

(協力機関への協力要請)

第21条 各対策部長は、物資等応援や人員派遣の協力を必要と認めるときは、直ちに総務対策部長を経て本部長に連絡する。

2 本部長が協力機関の協力要請を決定したときは、各対策部長は、支援協定締結都市等関係機関に対し協力要請の手続きをする。

(自衛隊への派遣要請計画)

第22条 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は次のとおりとする。

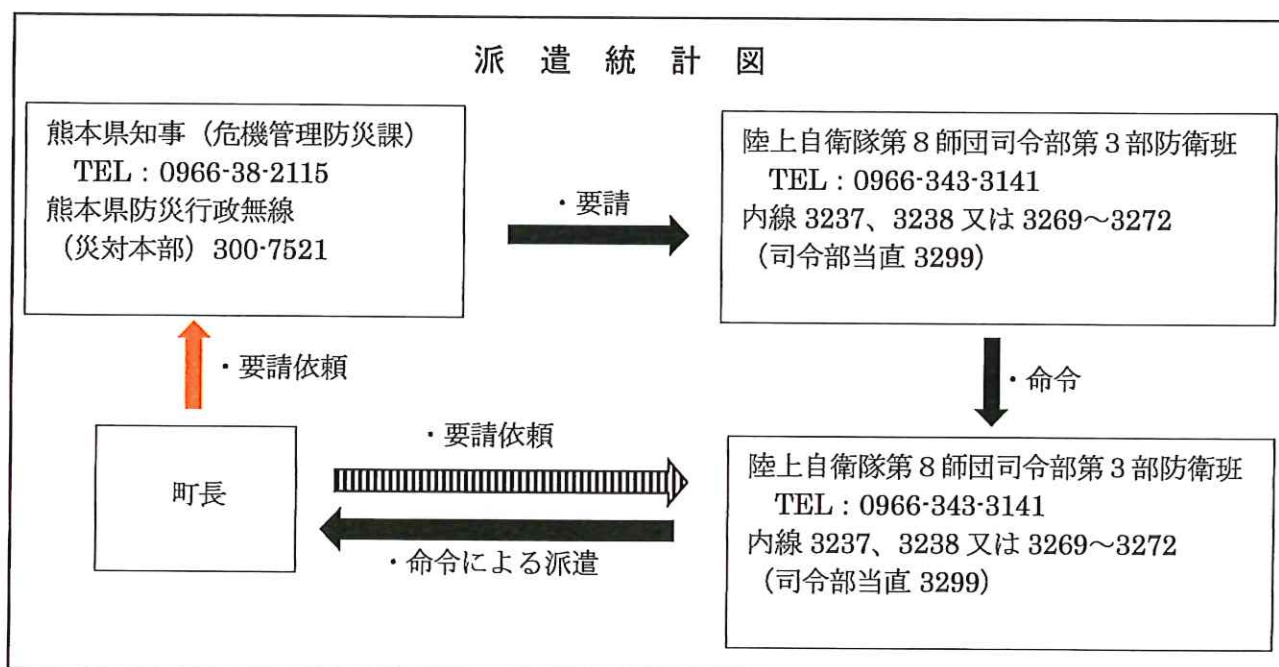
- (1) 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は、財産を社会的に保護しなければならない必要がある場合。
- (2) 緊急性：さし迫った必要がある場合。
- (3) 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない場合。

(災害派遣要請先)

第23条 町長は入手した情報等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要請する場合は熊本県知事に自衛隊派遣要請の依頼を行う。原則として、災害派遣要請書に記

載事項を明らかにして依頼することとするが、そのいとまがないときは電話又は口頭を、もって県（危機管理防災課）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。また、県知事の要請を待ついとまがないときは、直接自衛隊に通知するものとし、事態の推移に応じ、要請の必要がなくなった場合は、直ちにその旨連絡する。

- 2 県との通信途絶等により知事に対して前項の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（第8師団司令部）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



（派遣部隊の受入体制）

第24条 自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救助活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を確立する。

- （1）自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。
- （2）派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ適地を選定する。
- （3）派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため、現地責任者を選定、県の現地連絡責任者とともに、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
- （4）自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- （5）災害に際し、ヘリコプターの要請を行なった場合は、被災状況に応じヘリポートを選定する。

（自衛隊に依頼する活動内容）

第25条 災害派遣要請において、自衛隊に依頼する活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：原野火災等に対し、航空機による消火活動
- (3) 水防活動：土のう作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車輛及航空機による物資輸送
- (5) 道路の応急復旧：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療・防疫：応急救護及び除染車等による地域の貿易
- (7) 給水給食活動：水タンク車等による給水活動、炊事車等による給食活動
- (8) 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- (9) 入浴活動：野外における応急風呂の開設実施

（撤収要請）

第26条 町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他関係機関と協議の上、文書により速やかに撤収の要請を行う。ただし、文書による方報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

陸上自衛隊北熊本駐屯地 電話096-343-3141

陸上自衛隊えびの駐屯地 電話0984-33-3904

区分	連絡先（内線）	課業外（内線）
第8師団司令部 第3部防衛班（北熊本）	3237, 3238 又は3269～3272	司令部当直 (3299)
西部方面特科連隊 第3科（北熊本）	3611	部隊当直 (3605)
西部方面特科連隊第3大隊 第3係（えびの）	405, 406, 433	大隊当直 (409)

（物資等の供給対策）

第27条 民生対策部長は、避難者数、断水戸数等から必要な水、食料数を判断し、協定業者等から食料及び生活必需品を調達し、避難所等へ配送する。

- 2 前項において、協定業者等からの調達が困難な場合を想定し、直ちに県及び支援協定締結都市等に対し応援を要請するものとする。
- 3 物資等の応援を受け入れるための施設を速やかに指定し、避難所等への配送ルートを含めた物資供給・管理システムを確立するものとする。
- 4 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣要請を行う。

第5章 被害状況の調査及び報告

（調査、報告及び被害の認定基準）

第28条 職員は、別に定める被害状況分担表により、災害発生後直ちに、被害調査を行うとともに、被害調査結果を被害状況報告書により総務対策部長を通じ、本部長に報告しなければならない。なお、各部所管の公共施設の被害については、それぞれの所管区分により調査を行う。

- 2 総務対策部長は、被害状況調査を被害状況報告により集約し、県及び防災関係機関へ報告する。
- 3 災害時における被害の認定基準は、下記のとおりとする。

被害の種類		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	負傷 重症	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は医師の治療を受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は医師の治療を受ける必要のある者のうち1月未満で治療のできる見込みのもの
住宅の被害	全壊 全焼 流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの
	大規模半壊	家屋などが半壊した状態のうち、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住・再利用が困難となったもの
	中規模半壊	家屋などが半壊した状態のうち、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難なもの
	半壊 半焼	住宅の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊（焼損）部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊 部分焼	全壊（焼）及び中規模半壊、半壊（焼）、準半壊に至らない程度の住家の破損（焼損）で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く
	床上浸水	住家の床上（根太面）に達したもの及び全壊、半壊等には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。事業所活動等に使用のため居住していない家屋は、機械類、商品等が置かれている土間、コンクリート面を基準とする
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの
道路橋梁の被害	冠水	道路面が水に浸かった状態
	洗掘	道路面が洗い掘られた状態
	埋没	路面が土砂、岩石、竹木等で埋もれた状態
	亀裂	道路面に割れ目が生じた状態
	崩土	山側の土砂が崩れ落ち路面を覆った状態

	路肩決裂	路肩が崩れ落ちた状態
	全壊	幅員のほとんどが崩れた状態
	半壊	車線の一部が崩れ落ちた状態
	流失	橋梁の全部又は大部分が洪水で流失した状態
	破壊	橋梁の全部又は一部が沈下し、又は傾倒破損したが流失していない状態
河川の被害	破堤	堤防が破れて洪水が流れ込んでいる状態
	崩壊	河川の堤防等の一部が崩れ落ちた状態
	漏水	堤防の裏側から水の噴き出る状態
	いつ流	洪水が堤防を越えて流れ込んでいる状態
	亀裂	堤体に割れ目を生じた状態
	流失	河川砂防の構造物（堤防、護岸、床固工、樋門等）の流失した状態
	破損	床固工、堤等が破損を受け流失していない状態
	埋没	河川が流下土砂、山崩れ等で埋没した状態
	洗掘	河床が洗い掘られ構造物が危険にある状態
農作物及び農地用盤水の被害	浸水	農地内に洪水が浸水した状態
	冠水	農作物の全部が水中に没した状態
	流失	洪水によって農地又は農作物が流失した状態
	埋没	洪水によって土砂が農地内に流入して埋没した状態
	決壊	用排水路の堤防の一部が破れて洪水が農地等へ流れ込んでいる状態
	破壊	堤防の一部が崩れ落ちた状態又は水路及びその附帯構造物の一部が破壊して通水を著しく阻害し、従前の能力を失した状態
	全壊	同上施設の全部が破壊した状態
ため池の被害	破壊	堤防が破れて貯水が流れ出ている状態
	破損	余水吐、取水装置、承水路、放水路等の一部が破壊した状態
	全壊	同上施設の全部が破壊した状態
	崩壊	堤防法面の一部が崩れ落ちた状態
農作物用揚水施設の被害	破損	農業用揚水機場（受電施設を含む）若しくは同揚水機が一部破損し、又は浸水等により従前の能力を失した状態
	全壊	同上施設の全部が破壊し、又は流失した状態

（報告の方法）

第29条 前条の災害報告のうち、災害速報については、電話又は最も迅速かつ的確な方法で報告するものとし、被害報告又はそれぞれの法令等に基づいて報告すべきものについては、文書をもって報告するものとする。

（災害時における安否不明者の情報収集）

第30条 町は、住民登録の有無に関わらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。

さらに、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第6章 建物・宅地等の応急危険度判定、り災証明書の発行、被害認定調査

（建物・宅地等の応急危険度判定）

第31条 本部長は、地震等の災害により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに被災建築物応急危険度判定の実施を決定し、総務対策部（税務課長）に指示しなければならない。

2 総務対策部（税務課長）は、被災建築物応急危険度判定を実施する際は、必要に応じ、他の地方公共団体、応急危険度判定士会等へ応援要請を行うものとする。

3 被災建築物応急危険度判定を行った被災建築物については、その結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に、危険、要注意又は調査済のいずれかの表示を行うものとする。

（り災証明書の対象）

第32条 町長は、災害によって被害を受けた家屋を対象としてり災証明書を交付する。

2 り災証明書の交付の対象となる者は、り災者とする。

3 り災証明書の交付を受けようとする者は、錦町り災証明書交付申請書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、当該書類を貼付することができない理由があると町長が認めたときは、この限りではない。

（1）り災状況がわかる写真

（2）り災状況がわかる資料

（3）その他町長が必要と認める書類

（り災証明書交付の申請期間）

第33条 前条の申請に係る期間は、災害発生の日から原則1月以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間を延長できるものとする。

（1）災害による被害が大きく申請に時間を要すると認められるとき 3月

（2）り災者が長期入院していたとき 1月

（3）り災者が長期出張していたとき 1月

（4）災害による被害が甚大であるときその他町長が必要と認めたとき 町長が必要と認めた期間

（被害認定調査）

第34条 町長は、第26条の申請があったときは、必要に応じて、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府）、浸水等による住宅被害の認定について（平成16年10月28日付け府政防第842号内閣府政策統括官通知）等に基づき家屋を調査することができる。

（り災証明書の発行）

第35条 町長は前条の調査の結果、災害との因果関係が認められ、かつ、下表に定める程度

の被害が生じていると認められる場合には、り災証明書を交付するものとする。

被害の程度	認定基準
全壊	家屋全部が倒壊、流失、埋没又は焼失し、家屋の基本的機能を喪失したもの、家屋の損壊が甚だしく、補修等により元通りに再使用することが困難なもので、家屋の倒壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表し、その家屋の損害割合が50%以上に達した程度のものである
大規模半壊	損壊部分がその家屋の延床面積の50%以上70%未満のものである、又は家屋の主要な構成要素の経済的負担を家屋全体に占める損害割合で表し、その家屋の損害割合が40%以上50%未満のものである、家屋が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該家屋を使用することが困難なものである
中規模半壊	損壊部分がその家屋の延べ床面積の30%以上50%未満のものである、又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表し、その家屋の損害割合が30%以上40%未満のものである、家屋が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該家屋居住することが困難なものである
半壊	損壊部分がその家屋の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表し、その家屋の損害割合が20%以上50%未満のものである、家屋の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、家屋が居住のための基本的機能の一部を喪失したものである
準半壊	損部分がその家屋の延べ床面積の10%以上20%未満のものである、又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表し、その家屋の損害割合が10%以上20%未満のものである、家屋が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたものである
一部損壊	全壊、大規模半壊又は半壊に至らない程度の家屋の損壊で、補修を必要とする程度のものである
床上浸水	住家の土台部分が浸水し住家の床以上に浸水したものである、又は全壊、大規模半壊若しくは半壊には至らないが、土砂等のたい積のため一時的にその住家を使用することができない程度のものである
床下浸水	床上浸水には至らないが、住家の土台部分が浸水したものである
浸水	床上浸水又は床下浸水には至らないが、周壁を超えて家屋が浸水したものである

(家屋の再調査)

第36条 家屋の調査の結果又は交付されたり災証明書の内容に不服がある者は、家屋再調査申出書により町長に再調査を申し出ることができる。

第7章 避難計画

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民を安全な場所に避難させるための計画は次による。

(実施責任者)

第37条 災害から住民の生命・身体を保護するための避難の指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任である町長を中心に、相互に連携協調し、避難の迅速、かつ安全な措置を行うものとする。なお、町長は住民に対し避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。

特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

区 分	災害の種類	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全災害	町長
避難指示	全災害	町長（基本法第60条）
避難指示	全災害 洪水災害	警察官（基本法61条及び警察官職務執行法第4条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
		知事又は、その命を受けた職員（水防法第22条）
	洪水災害 地すべり 災 害	水防管理者（水防法第22条） 知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

(住民への伝達方法)

第38条 避難指示等の伝達は、最も迅速的に住民に周知できる方法により実施するが概ね次の方法によるものとする。

- (1) 関係者から直接口頭及びマイク等により伝達周知
- (2) 行政告知端末及び電話による伝達周知
- (3) 広報車による伝達周知
- (4) Lアラートによる伝達周知（緊急速報メール、テレビ、ラジオ等）
- (5) Jアラートによる伝達周知
- (6) SNSによる伝達周知

また、断線等により電話、告知端末等が使用不能な場合でも使用可能となるアマチュア無線等の外部との通信手段を確保するとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

2 町長は、錦町地域防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに、避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

(避難指示及び避難誘導の方法)

第39条 避難指示等の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、実施責任者は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら、監視体制を強化し災害発生の兆候等の発見に努める。

(1) 避難指示等の発令基準

イ 避難指示等の類型

警戒レベル	区 分	警戒レベル相当状況	町民がとるべき行動
1	早期注意情報 (気象庁が発表)		災害への心構えを高める。
2	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水注意報 ・ 洪水警報の危険度分布 (警戒) (注意) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (注意)	避難に備え、錦町総合防災マップ等により、自らの避難行動を確認する。
3	高齢者等避難 (市町村が発令)	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水警報の危険度分布 (警戒) ・ 大雨警報 (土砂災害) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (警戒)	危険な場所から高齢者等は避難 危険な場所にいる高齢者等は立ち退き安全な場所に避難する。その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。
4	避難指示 (市町村が発令)	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水警報の危険度分布 (危険) -(非常に危険)- ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (危険) (極めて危険) -(非常に危険)-	危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所にいる住民は指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。なお、警戒レベル4までに避難を終わらせる。
5	緊急安全確保 (市町村が可能な範囲で発令)	・ 氾濫発生情報 ・ 大雨特別警報 (浸水害) ・ 大雨特別警報 (土砂災害)	命の危険、直ちに安全確保！ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

□ 錦町警報・注意報発表基準一覧 (抜粋)

熊本地方気象台 (R5. 6. 8現在)

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	203
	洪水		流域雨量指数基準	鳩胸川流域 =20.1 小さで川流域=22.0
			複合基準 ※1	球磨川流域=(12, 51.8)
			指定河川洪水予報 による基準	球磨川 [人吉・一武]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
注意報	大雨		表面雨量指数基準	16
			土壌雨量指数基準	123
	洪水		流域雨量指数基準	鳩胸川流域 =16.0 小さで川流域=17.6
			複合基準 ※1	球磨川流域=(12, 46)
			指定河川洪水予報 による基準	球磨川 [人吉・一武]
	強風		平均風速	10m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ3cm 山地：12時間降雪の深さ5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で、実行湿度65%	
	低温		夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、更に2日以上続くと予想される場合 冬期：平地で最低気温が-5℃以下	
	霜		11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下	
記録的短時間大雨情報 ※2			1時間雨量	110mm

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「危険」(紫)が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。

ハ 土砂災害の場合

避難指示等は、以下の基準を参考に気象予測や土砂災害危険区域の巡視等からの報告を含

めて総合的に判断して発令する。

区 分	避難指示勧告等の発令の判断基準
[警戒レベル3] 高齢者等避難	- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 - 大雨警報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合 - 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
[警戒レベル4] 避難指示	- 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 - 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
[警戒レベル5] 緊急安全確保	災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令

二 洪水の場合

避難指示勧告等は、以下の基準を参考に気象予測や河川水位等の情報、河川巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令する。

区 分	球磨川（一武観測所）
[警戒レベル3] 高齢者等避難	- 避難判断氾濫注意水位（レベル3水位）に到達し、なお水位の上昇が予想される場合（概ね2時間後に避難判断水位に到達する。） - 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） - 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
[警戒レベル4] 避難指示	【避難指示：基本的にはこの段階で全員避難】 - 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき 避難判断水位に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき（概ね時間後に、氾濫危険水位に到達する。） - 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき 氾濫危険水位に到達すると予想されるとき（上記以外で急激な

	水位増がある場合) 3. 堤防の決壊につながるような漏水箇所等を発見したとき 氾濫の恐れがあるとき 4. 堤防の決壊につながるような漏水箇所等を発見したとき 【避難指示：緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に再度発令する】 1. 氾濫危険水位に到達したとき 2. 堤防の決壊に繋がるような大量の漏水や堤体本体の亀裂等を発見したとき 3. 堤防の決壊や越水の恐れがあるとき
[警戒レベル5] 緊急安全確保	1. 決壊や越水・溢水のおそれが高まったが発生したとき 2. 堤防の決壊や越水・洪水が発生したとき

ホ 地震の場合

町長は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ地区単位での集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の避難に配慮するものとする。

(2) 避難誘導の方法

避難誘導は災害という特殊条件の下に行われるものであるから、責任者は安全、かつ迅速に実施し、以下の点に留意するものとする。

- イ 避難経路等は、平素からあらかじめ定めておき、住民に周知徹底し、避難誘導に万全を図る。
- ロ 避難誘導責任者は、あらかじめ担当地区の住民を昼間・夜間別に把握しておき、時間帯によっては災害弱者のみ在宅する世帯も把握し、避難誘導にあたっては特に留意するものとする。
- ハ 避難誘導責任者は、避難訓練等により担当地区の住民を全員避難させるための必要時間を把握しておくものとする。

(3) 要配慮者支援体制の整備

イ 対象者の把握

住民の中で災害時に他者の支援を必要とする要配慮者とその他必要な支援内容を把握するものとする。また、把握した要配慮者に関する情報は、プライバシーの保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

ロ 「高齢者等避難」の設定等

避難行動に時間を要する者（要配慮者）が、指定された避難場所に避難する時間を確保できるように、要配慮者に対し早めの避難を呼びかけるため「高齢者等避難」を設定するとともに、判断基準を事前に定めるものとする。

ハ 情報伝達体制の整備及び情報伝達への配慮

消防団や自主防災組織等の情報伝達責任者を明確にし、要配慮者への情報伝達経路を整備するものとする。

ニ 避難誘導の支援・安否確認の体制づくり

支援者の設定等	行動等に制約のある要配慮者の避難誘導を迅速に行うために、自助、地域の共助の順で援護者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。
各関係機関等の役割分担	避難支援者、民生委員、近隣住民、自主防災組織、社会福祉協議会、老人クラブ等と連携を図り災害発生時に具体的にどのような支援を行うのか役割分担や安否確認、救助活動を実施するものとする。
状況調査及び情報の提供・巡回サービス	民生委員・保健師等により、在宅及び避難所等で生活する災害弱者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供し、福祉・保健サービスを実施するものとする。

ホ 外国人に係る対策

安否確認・救助活動情報の提供	警察・区長等協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。
情報の提供	避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援確保をするために、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行うものとする。避難所にあつては、食糧配付等外国語で標記する等配慮を行うものとする。

(4) 浸水想定区域内等における要配慮者利用施設の対策

- イ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者、乳幼児など特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、それらの所在地などを把握し、洪水時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。これらの施設については、次の表のとおりとする。
- ロ これらの施設に対する伝達方法は、電話又はFAXを基本とするが、これらが使用不可の場合は、通常の周知方法に準じる。
- ハ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(1) 保育園

施設名	住所	電話	FAX
サン保育園	錦町大字西字堀の口18	38-2037	38-2137
福島保育園	錦町大字一武745-4	38-0260	38-0269
木上ひかり保育園	錦町大字木上西145	38-2427	38-2470
西保育園	錦町大字西266-1	38-0034	38-0034

~~(2) 病院~~

施設名	住所	電話	FAX
田中医院	錦町大字木土西143-1	38-0061	38-3306

(5) 要配慮者支援の円滑な実施のための方策

イ 避難支援計画の策定

前述の支援体制を踏まえて、要配慮者支援を円滑・的確に実施するため、「錦町避難行動要支援者支援計画」に基づき、要配慮者に関する情報を収集し、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。また要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ロ 避難行動要支援者支援班の設置

要配慮者の避難支援業務を的確に実施するため、避難行動要支援者支援班の設置に努めるものとする。

ハ 避難行動要支援者名簿の作成・活用

高齢者、障がい者及び乳幼児等の要配慮者のうち、災害時に特に避難支援を要する避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施のため、避難行動要支援者名簿を作成し活用する。

(6) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

(避難所の開設及び収容)

第40条 救助法が適用された場合の開設及び収容等の基準は、同法及び運用方針によるがその概要は次のとおりである。なお、救助法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

- (1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者並びに避難指示等が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする。
- (2) 避難所は、学校・公民館・コミセン・体育館等既存の建物を応急的に整理して使用するものとするが、これらで充足できない場合は、野外にバラック建物、またはテント等を設置し避難所とする。また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (3) 避難所を設置したときは、被害者に周知徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。
- (4) 町長は、自主防災組織、消防団、ボランティア等と連携して、指定避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回の保健医療サービスの提供、インターネットやラジオ等を通じた正確な情報伝達により、生活環境の確保に努めるものとする。

- (5) 町長は、避難所を設置した時は、知事に直ちに次の事項を報告しなければならない。
- イ 避難所開設の日時及び場所
 - ロ 箇所数及び収容人数

(避難所の管理運営)

第41条 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。また、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初から段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

- (2) 町長は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と健康増進課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康増進課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (3) 町長は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。

(児童生徒における避難対策等)

第42条 学校においては、次の応急措置を実施するものとする。

(1) 実施方法

- イ 教育長は、災害の種別・程度によりすみやかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- ロ 学校長は、教育長の指示のもとに、または緊急を要する場合は、速やかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
- ハ 児童生徒が学校の管理外にある場合は、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

- イ 教育長の避難指示は、町長の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。
- ロ 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別・災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
- ハ 児童生徒の避難順位は、低学年を優先して行うものとする。
- ニ 避難が、比較的長期に亘ると判断されるときは、状況に応じて児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
- ホ 災害の種別・状況を想定し、集団避難の順序・経路等をあらかじめ定めておくものとする。

(避難予定場所)

第43条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において本部から指定する避難所は下記のとおりとする。

(1) 指定緊急避難場所は、第2次避難場所とする。

(2) 指定避難所は、第3次避難場所とする。

(広域避難)

第44条 町は災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができるものとする。

(受援計画(災害ボランティア活動計画))

第45条 災害発生時に、応急に対策を迅速かつ的確に実施するために、町及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予測される。このため、町は、被災者の生活救援のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図るものとする。

(1) 受援体制の確立

町長は、災害発生後「錦町受援マニュアル」に基づき、災害対策本部内に受援窓口を設置し、受援体制を確立するものとする。

この場合、受援窓口の業務内容としては、次のとおりとする。

イ 受援に関する全体の状況把握・とりまとめ

ロ 受援に関する全体の管理

ハ 外部との調整(県、協定締結団体等)

ニ 庁内調整(ニーズ把握等)

ホ 受援に係る調整会議の開催

(2) 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりとする。

イ 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達

ロ 避難生活者の支援(水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配布)

ハ 在宅者の支援(高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供)

ニ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布、輸送)

ホ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等支援に務めるものとする。災害ボランティアセンターの設置・運営については、社会福祉法人錦町社会福祉協議会と連携し、「錦町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」記載のとおり対応するものとする。

第8章 応急仮設住宅

(供与方法)

第46条 応急仮設住宅については、応急建設住宅を原則とするが、応急建設住宅のみでは、膨大な応急住宅需要に対応できないため、迅速な入居、居住性能の高さ、コストの削減のため応急借上げ住宅を積極的に活用するものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あ

らかじめ、不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

(応急仮設住宅建設候補地)

第47条 応急仮設住宅の建設候補地は町が管理する公園、グラウンド、球技場、遊休地とし、用地の確保が困難な場合は、民間からの借上げ、購入により確保するものとする。

第9章 災害廃棄物への対応

(災害廃棄物の分別、処理)

第48条 災害廃棄物は、排出段階から可能な限り分別し、仮置場での分別も並行して行い、可能な限りリユース、リサイクルに資することに務めるものとする。

(仮置場の設置)

第49条 災害廃棄物の仮置場は、災害の規模によって、災害直後の人命救助や道路啓開のための緊急に散乱がれき等を集積するための一次仮置場と、分別や選別を行い資源化及び適正処理を行うための二次仮置場を確保する。

	一次仮置場	二次仮置場
目的と機能	道路上への倒壊物、散乱物等の障害物及び軒先や路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、被災区域に比較的近い場所に設けた一次集積場所。設置期間は短い。 二次仮置場への中継的な機能も持つ	中間処理、再資源化が必要な災害廃棄物を保管するための場所で、設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの。 必要な作業を行うことが可能な面積があること。
候補地	・ 蔵城公園 ・ くらんど公園 ・ 町民グラウンド ・ 国体記念運動公園 ・ 各小中学校グラウンド	・ 蔵城公園 ・ くらんど公園 ・ 町民グラウンド ・ 国体記念運動公園 ・ その他対応可能な面積を有する町有地等

(適正処理困難物の処理)

第50条 平常時に適正処理困難物として、収集及び処理施設での受け入れをしていない一般廃棄物についても、仮置場に搬入されてくることが想定されるため、これら適正処理困難物の処理方針は、下記のとおりとする。

廃石綿（アスベスト）	解体撤去の対象家屋にアスベストが使用されている場合には、解体事業者は、解体作業着手前に町に報告する。町は現地調査によりアスベストの使用を確認し、発生量を見積もり、その処理方法について事業者に指示する。 アスベストの飛散防止は「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」（平成19年8月環境省）を考慮し、適正な処理を行う。
PCBを使用した家電	家庭から粗大ごみとして排出されるPCB（ポリ塩化ビフェニル）を使

製品の部品	用した家電製品等は、含有部品の回収を関係団体に依頼し、適正な保管を行う。
PCBを混入する変圧器	災害時に粗大ごみとして排出されるPCBを混入する変圧器は、含有部品の回収を関係団体に依頼し、適正な処理を行う。
フロンが封入されている家電製品	フロンが封入されているエアコンや冷蔵庫は、家電リサイクル法に基づき、製造者等がリサイクルする際に併せて回収・処理する。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの廃溶剤	産業廃棄物として、事業者の責任において処理する。家屋の倒壊等により排出が困難なものについては、家屋の解体撤去時に搬出・処理するよう指示する。
CCA（防腐剤）処理木材	解体撤去の対象家屋にCCA処理木材が使用されている場合には、解体事業者は、解体作業着手前に町に報告する。町は現地調査によりCCA処理木材の使用を確認し、発生量を見積もり、その処理方法について事業者に指示する。その後、解体事業者は、適正な方法により解体撤去し、適切な設備を有する処理施設で焼却処理する。
感染性廃棄物	平常時同様、排出者の責任において処理するものとする。なお、震災時に設置される救護所等で発生するものは、適正な処理方法を確保する。
その他平常時に適正処理困難物として受け入れをしていないもの スプリング入りマットレス、タイヤ、ピアノ、バイク、消火器等	販売店や業者に引き取りを依頼するものとし、そのため業者による引き取りルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進する。 また、適正処理を推進するため業者等へ協力要請を行う。 業者引き取り依頼の対応方法などについて住民に周知を図るとともに、相談窓口を設けるなど、適正な廃棄・処理を推進する。

第10章 被災者自立支援対策

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

（被災者に対する生活支援等）

第51条 町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（被災者に対する生活相談）

第52条 町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努めるとともに、熊本県に対し、被災者の生活相談に対応するためケースワーカー等の専門相談員の派遣を要請し、被災者の自立安定を図るものとする。

◆災害時における支援協定

(1) 砂防関係協力市町村災害時応援協定（県外12市町村）

宮城県蔵王町、秋田県東成瀬村、新潟県出雲崎町、長野県下條村、大桑村
岐阜県海津市、大阪府河南町、奈良県五條市、奈良県野迫川村、奈良県十津川村
徳島県牟岐町、宮崎県高原町

(2) 県内における大規模な災害時の応援に関する協定

- ・熊本県市町村災害時相互応援協定（市長会、町村会）

(3) 球磨郡における大規模な災害時の応援に関する協定

- ・熊本県球磨郡町村災害時相互応援協定
- ・国土交通省九州地方整備局と球磨郡内の町村との応援協定

(4) 災害時における支援協力等の協定締結先

- ・日本郵便株式会社（関係郵便局：錦、木上、錦西、人吉）
- ・人吉農芸学院(R7.1.31締結)
- ・福祉避難所協定 社会福祉法人洋香会 特別養護老人ホームにしき園
錦町木上北150番地1
社会福祉法人豊心の会 特別養護老人ホーム錦寿豊苑
錦町大字一武1234番地

(5) 地図製品等の供給等に関する協定

- ・株式会社 ゼンリン

(6) 災害に係る情報発信等に関する協定

- ・ヤフー株式会社

(7) 錦町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定（R6.5.1締結）

- ・社会福祉法人錦町社会福祉協議会

（物資供給に関する協定）

イオン九州株式会社
サンロード株式会社
南九州コカコーラボトリング株式会社
株式会社コメリ
有限会社尾上商事

◆覚書

- ・災害復旧に関する覚書（九州電力送配電株式会社：R5.2.1締結）
- ・一般国道219号「道の駅 錦」の防災機能の利用に関する覚書
（熊本県：R5.3.31締結）

災害発生直後に必要な物資（概ね発災から3日間程度）

食料品

おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージー・オープン）

生活必需品

毛布、紙オムツ、生理用品、ほ乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、
使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋
蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）

◆備蓄物資（西・一武・木上備蓄倉庫）

R7.4.1 現在

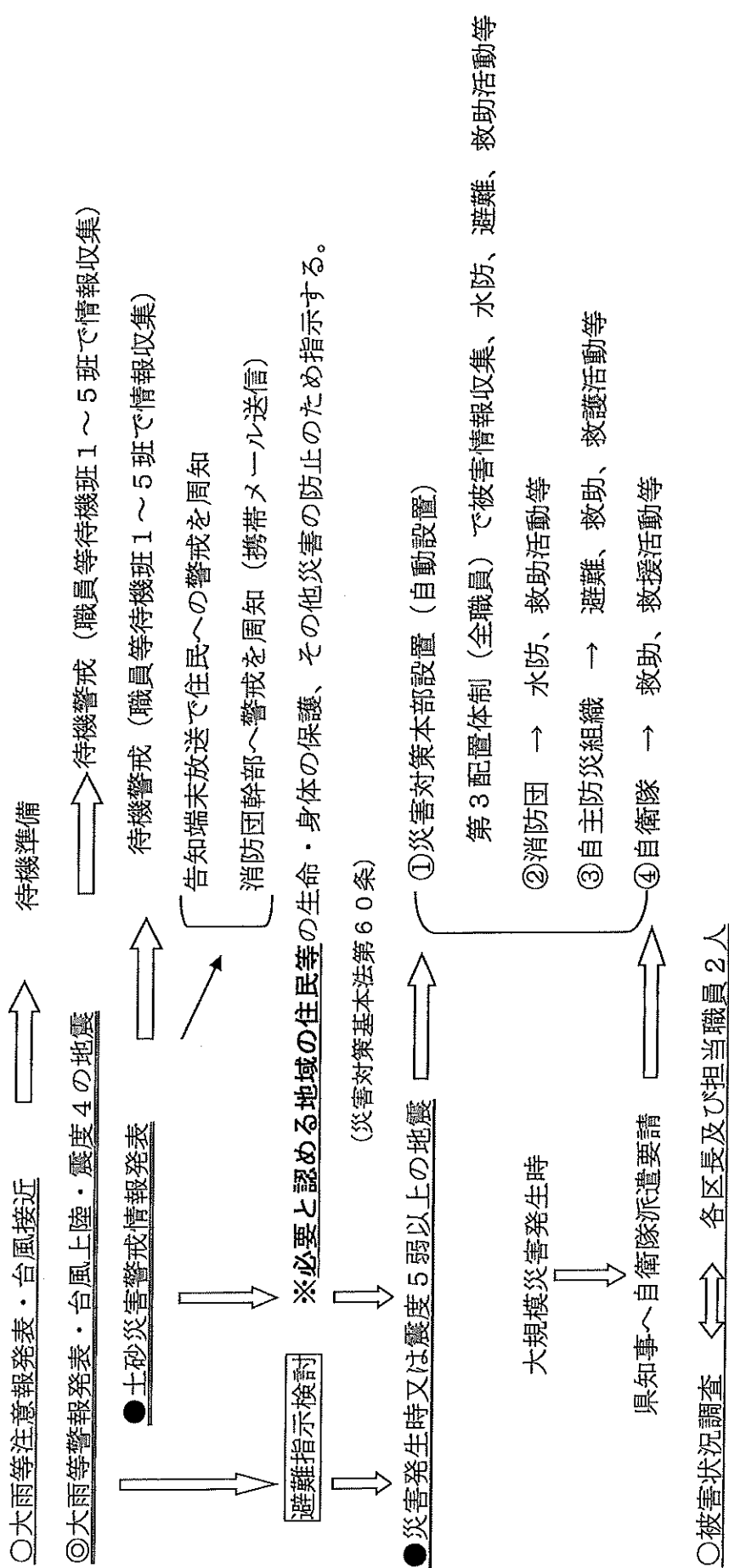
種 類	品 名	容量等	個 数	備 考
食品	乾燥米	100g、200g	1,600食	白米、ピラフ等
	麺類	15g～70g	1,470食 1,110食	パスタ等
	スープ類	7,10,160g	1,030食 760食	みそ汁、卵・きの こ・トマト・かぼち やスープ
	水	2L	834本 414本	
	クッキー類	60g	600食	マーマレードチー ズ・ストロベリー
	液体ミルク	240ml	24本	
医薬品	救急セット	50人用	3箱	
	消毒液	20L	7箱	
	消毒液	5L	3本	
	消毒スプレー		80本	
器具類	扇風機		12台	
	発電機		3台	
	スポットエアコン		8台	
	ポータブル蓄電池		3台	
	ストーブ		12台	
	テント		98張	
	カラーコーン		50個	

生活用品	車椅子		6台	
	ガスバーナー		6台	
	毛布		325枚	
	歯磨きシート		24個	1個15枚入
	歯磨きトラベルセット		120個	
	折畳ベッド		3台	
	座椅子		60台	
	アルミマット		510枚	
	尿もれパッド		442枚	
	簡易トイレ		200袋	1袋5枚入
	仕切りボード		90組	
	ラップ		540本	
	ペーパータオル		726個	200枚入
	キッチンペーパー		100本	
	ウェットティッシュ		1,415個	32枚入、150枚入
	トイレットペーパー		96個	10枚入
	トイレトイレットペーパー		2,172個	
	ちり紙		1,200枚	
	殺虫剤		130本	
	ハンドソープ		1,320本	
	マスク		81,730枚	大人、子供用
	コセー初付マスク		432枚	美容
	レインコート		80個	
	安眠グッズ（耳栓）		117個	
	乾電池		580本	
	レジ袋（乳白）		1,000枚	
	紙コップ		16,600個	
	紙皿		2,200枚	
	割り箸		500本	
	大人用おむつ		1,664枚	
	子供用おむつ		7,885枚	
	ナプキン		1,290枚	
資材	ブルーシート		354枚	3.6×5.4～10×10

	土のう袋		2, 6 0 0 枚	
	非常用水袋	6 L	2, 3 0 0 枚	
	飲料水タンク		2 1 個	5 L ~ 2 0 L
	飲料水袋	6 L	1 0 0 袋	
	間仕切り	4 室タイプ	1 8 組	
	スコップ		3 0	
	段ボールベッド		3 0	

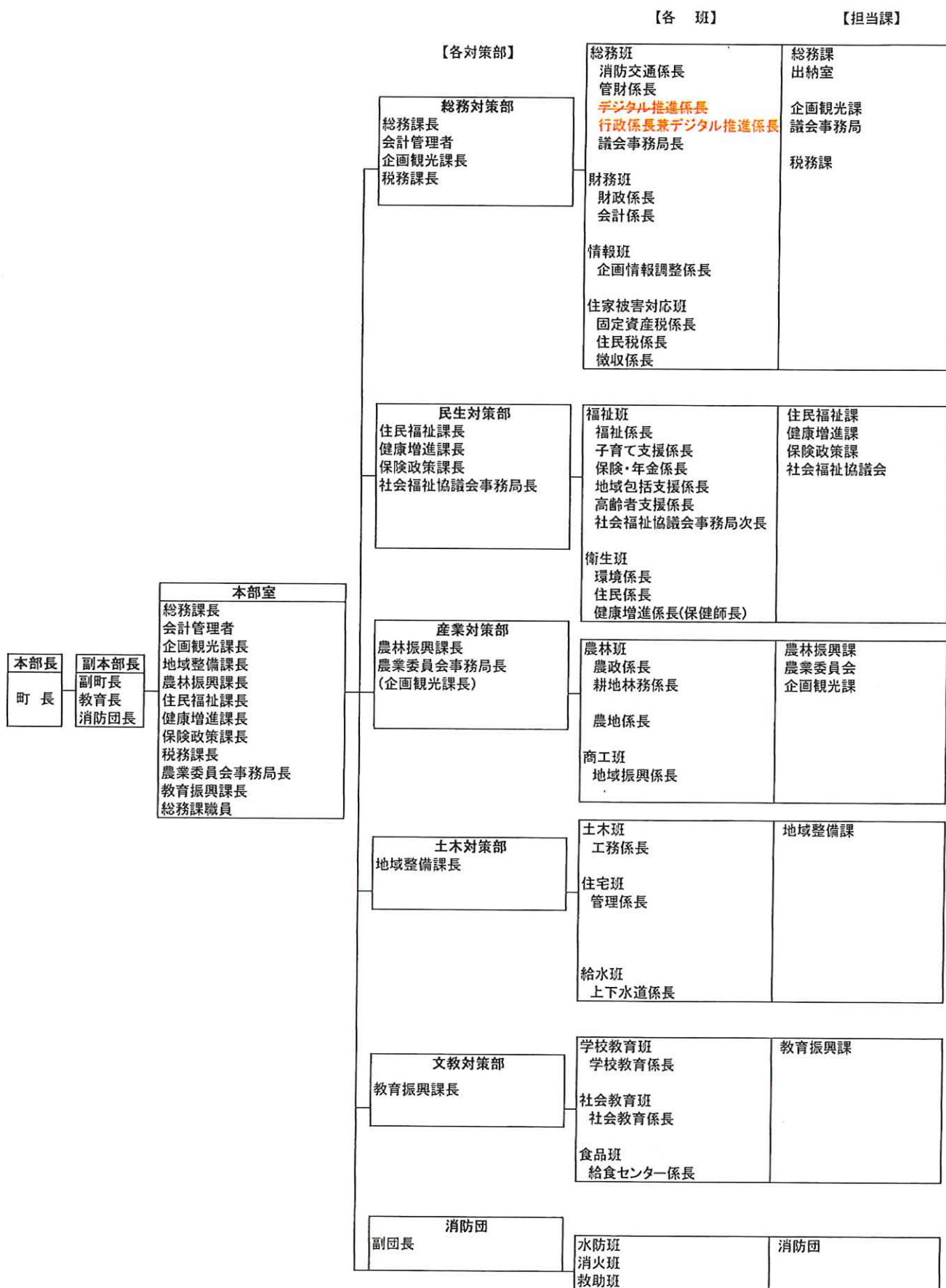
錦町災害対応マニュアル

※災害に関連する気象情報発令及び災害発生時に備えるため、次のとおり対応をとるものとする。また、大地震による災害の場合は、別途作成の大地震対応チェックリストも活用し、漏れの無い対応をとるものとする。



【別紙1】

錦町災害対策組織(要綱第5条、第9条関係)



【別紙 2】

対策部の分掌事務（要綱第 10 条関係）

部 名	班 名	分 掌 事 務
総務対策部	総 務 班	1 本部の運営に関すること
		2 庁舎等の代替施設の確保に関すること
		3 防災会議その他関係機関等との連携等に関すること
		4 災害情報の収集及び被害報告に関すること
		5 災害応急対策のとりまとめ、伝達報告に関すること
		6 職員の動員及び職員の派遣に関すること
		7 消防団の出動連絡に関すること
		8 関係機関等に対する協力並びに応援要請に関すること
		9 自衛隊の災害派遣要請に関すること
		10 災害関係文書の受理配布に関すること
		11 本部、各部及び総務対策部内の連絡調整に関すること
		12 庁舎の整備及び停電時の対策に関すること
		13 町有財産及び営造物の対策に関すること
		14 自主防災組織との連絡調整に関すること
		15 その他、他部に属さない事項
	財 務 班	1 災害応急のための予備費使用に関すること
		2 災害対策の予算及び寄附金の受入れに関すること
		3 寄附金・義援金の証明書に関すること
		4 義援金の受入れ・配分委員会に関すること
	情 報 班	1 災害時の記録に関すること
		2 災害情報の伝達、広報に関すること
	住家被害対応班	1 建物被害認定調査全般に関すること
		2 土地、家屋等の被害調査、情報収集に関すること
		3 り災証明書等の発行に関すること
		4 町税等の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること
		5 建物、宅地等の危険度判定業務に関すること
民生対策部	福 祉 班	1 災害救助法に関すること
		2 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること
		3 日赤との連絡調整に関すること
		4 避難所の運営に関すること
		5 福祉避難所に関すること
		6 避難行動要支援者に関すること
		7 救援物資に関すること
		8 物資の配送、供給に関すること
		9 ボランティアセンターの設置、受入れに関すること
	衛 生 班	1 災害時の医療、助産に関すること
		2 災害時の防疫、清掃に関すること
		3 医薬品、衛生材料の供給に関すること
		4 医療関係者の動員及び配置に関すること
		5 死傷者の収容、搬送に関すること
		6 遺体の安置、火葬に関すること
		7 避難所の衛生環境に関すること
		8 被災者の健康に関すること
		9 ごみ、し尿処理に関すること

部 名	班 名	分 掌 事 務
産業対策部	農 林 班	1 被害農家の災害融資に関すること 2 災害農家の営農支援に関すること 3 農作物・畜産・農地及び農業施設・畜産施設の災害対策、被害調査に関すること 4 林産物及び林産施設の災害対策並びに被害調査に関すること 5 貯木、流木の災害対策に関すること 6 林業の被害融資に関すること 7 町有林の災害対策及び被害調査に関すること 8 災害用木材の払い下げに関すること
	商 工 班	1 産業施設の災害対策並びに被害調査に関すること 2 危険物施設の被害調査に関すること 3 被災中小企業者等の相談に関すること 4 被災者の生活再建に関すること
土木対策部	土 木 班	1 公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 資材の確保に関すること 3 水防に関すること 4 ライフラインに関する情報の収集に関すること 5 緊急輸送ルートの設定、確保に関すること 6 警戒区域の設定、退去命令に関すること
	住 宅 班	1 住宅応急対策に関すること 2 仮設住宅に関すること
	給 水 班	1 飲料水の確保、供給に関すること 2 水道の復旧に関すること
文教対策部	学校教育班	1 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 児童生徒の安否確認、避難に関すること 3 災害時の応急教育及び学校給食に関すること
	社会教育班	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 文化財の災害対策及び被害調査に関すること 3 災害活動に協力する婦人会と連絡調整に関すること
	食 品 班	1 米穀等食品の調達に関すること 2 炊き出しに関すること
消 防 団	水 防 班 消 火 班 救 助 班	1 災害予防に関すること 2 災害活動に関すること 3 水防に関すること 4 消火活動に関すること 5 人命救助に関すること

※保健師については錦町災害時保健活動マニュアルにより行動する場合があります。

「別表1」

錦町災害対策本部設置の配置体制（要綱第12条、第13条関係）

R7. 4. 1現在

第1配置体制

課 名	人 員
総務課、地域整備課、農林振興課	各課2～3人

第2配置体制

本 部	町 長、副町長、教育長、消防団長 各課長、総務課、地域整備課、農林振興課
-----	---

課名・班別	第1班	第2班	第3班
企画観光課	塩井 裕樹	新川 貴宏	大村 恵美
	尾方 涼祐	吉村 心	川口 恵理
	山口 衿加		
住民福祉課	蓑毛 正敏	植薄 美保	上野 綾
	合原 美紀	久保山 楓	淋 英将
	清田 咲希	桑原 亜蘭	古賀 翔馬
		桑原 駿一郎	荒木 嵩登
保険政策課	渡邊 一郎	永田 紀久美	岡村 諭
	樫山 順治	山本 幸子	甲斐 佳暉
	迫 聖奈		
健康増進課	藤川 絹代	栗原 香織	塚本 有喜
		嶋田 由紀子	岩崎 穂奈美
税 務 課	馬場 和広	今田 好昭	寺原 かおり
	上原 望	椎葉 夢華	樫木 右京
	久留 優太	寺田 伎	西 理沙
農業委員会	園林 沙恵		
出 納 室		河津 清臣	
議会事務局			塩井 ゆき
教育振興課	東 利孝	増田 亜希	新川 千文
	園田 なつみ	久保田 幸宏	迫 英志
	濱田 由佳子	上原 亨	
無 線 班	久保田 幸宏	山園 琢磨	

第3配置体制	全 職 員
--------	-------

被害状況調査分担表

令和7年4月1日現在

行政区	担当職員名		区長氏名	電話番号	集 落 名
1	東 利孝	上原 亨	右田 宣之	38-0847 090-8394-8968	無田原、一丸、上一丸、京の峰、久保宇野
2	寺原 かおり	椎葉 夢華	引地 晴男	090-3073-8803	大正、木揚、今山
3	藤川 絹代	園田 なつみ	山路 正	090-1511-0218	上黒辺田野、下黒辺田野、鍋山、永野
4	淋 英将	樫木 右京	平野 伸也	38-0621 090-1192-9489	上大鶴、下大鶴
5	迫 英志	吉村 心	中村 義徳	38-2116 090-7291-0511	上井手ノ口、下井手ノ口、指杉
6	馬場 和広	渡邊 一郎	那須 雅秀	38-3651 090-8288-7698	上松里、下松里
7	上野 綾	総務課職員	鈴木 秀一	38-1031 080-6418-3042	中福良、下須、駅通り
8	濱田 由佳子	塩井 ゆき	深水 充	38-1830 090-9488-7849	久保、内門、大王三条
9	新川 貴宏	寺田 伎	田山 千年	38-1508 090-2505-0907	上平岩、下平岩、浜川、東方
10	大村 恵美	合原 美紀	深水 勇治	38-1552 090-2393-2159	土屋、覚井、元忠ヶ原、小川
11	増田 亜希	尾方 涼祐	松原 樹志夫	38-1362 090-9408-7522	栄、上忠ヶ原、中忠ヶ原、下忠ヶ原
12	塚本 有喜	川口 恵理	桑原 和親	38-1604 080-1703-1672	東下原、西下原、原田川
13	山本 幸子	総務課職員	上田 昭男	38-4143 090-3734-0200	昭和、切原野、狩政、別府
14	桑原 香織	園林 沙恵	伊高 良己	38-2698 090-7461-7083	上本別府、下本別府、中島、山仁田
15	迫 聖奈	西 理沙	川嶋 浩文	38-1248 090-8915-8857	横山、中原
16	永田 紀久美	蓑毛 正敏	高田 一典	38-1176 090-2968-3045	東原、西原、内村
17	岡村 諭	清田 咲希	岡本 鶴男	38-2261 090-5292-4568	上福島、下福島、駅通り
18	今田 好昭	荒木 嵩登	村山 洋介	38-2837 070-2375-3026	平良
19	植薄 美保	岩崎 穂奈美	上村 辰生	38-2182 090-4777-8277	平野
20	桑原 亜蘭	甲斐 佳暉	柳瀬 俊也	38-2528 090-4589-8762	平川、目郎、荒田
21	塩井 裕樹	嶋田 由紀子	盛川 長利	38-0316 080-5216-6234	高原
22	久保田 幸宏	久留 優太	久保田 徳男	38-3036 090-5286-8810	覚井、馬場、岩城
23	山口 衿加	古賀 翔馬	守屋 晃	38-3090 080-6440-5673	迫、野間、滝の水
24	上原 望	桑原 駿一郎	三輪 優生	38-2386 090-8298-4065	山下、由留木、上十日市、下十日市
25	河津 清臣	新川 千文	新村 隆	38-2302 080-1761-0963	新立、白坂、緑ヶ丘
26	樫山 順治	久保山 楓	多田 伸一	080-6413-8498	平岩、村松
独自調査			地域整備課		
独自調査			農林振興課		
本部事務			総務課		

災害発生時の避難場所

浸水、急傾斜地崩壊、土石流、台風、地震、武力攻撃事態等

避難対象地区	避難場所					
	第1次避難場所		第2次避難場所		第3次避難場所	
	施設名	収容人員	施設名	収容人員	施設名	収容人員
西	地区の公民館	1人当たり2㎡	西コミセン 電話38-1614	200人	西小学校体育館	500人
					錦中学校体育館	800人
一 武	地区の公民館	1人当たり2㎡	総合福祉センター 電話38-2074	200人	錦勤労者体育センター	1000人
					一武小学校体育館	500人
木 上	地区の公民館	1人当たり2㎡	木上小学校体育館	500人	人吉海軍航空基地資料館	200人
					一武小学校体育館 (錦勤労者体育センター)	500人 (1,000人)

※被害区域が小規模と予想される場合は、各自防災組織で安全性の高い公民館等を確保すること。土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置する公民館を避難所として開設する際には、予想される災害を想定のもと十分に留意すること。

※自主避難の場合は、避難所の管理、情報の把握等の面から、基本的には第2次避難場所を利用すること。

※本部から避難指示を発令した場合は、更に被害が拡大すると予想される場合には、第3次避難場所を利用すること。

※木上南地区の方で、球磨川を渡れない橋梁等の被害が発生した場合は、一武地区の避難場所を利用すること。

ヘリコプター発着予定地（熊本県地域防災計画に掲載）

	発着予定地名称	所在地	予定地面積	規模	備 考
1	錦町民グラウンド	大字一武1549-1	150×110	大	南側：国道、北側：錦勤労者体育センター（夜間照明施設有）
2	錦中学校	大字一武1115	150×60	中	北側：校舎
3	木上小学校	大字木上北2737	80×80	小	西側：体育館、北側：校舎
4	球磨中央高校	大字西192	①110×80 ②140×80	中	東側：校舎、体育館、プール
5	錦町国体記念運動公園	大字一武1430-1	110×120	大	夜間照明施設有
6	西小学校	大字西1132	100×60	中	北側：校舎
7	一武小学校	大字一武2658	100×70	中	北側：校舎
8	錦・くらんど公園	大字一武1544	80×60	小	
9	蔵城公園	大字木上北2725	100×60	中	
10	水防ヘリポート	大字一武地先	20×20	小	一武平岩

防災用資材・救助用資機材一覧表

令和7年4月1日現在

資材名	保管場所	規 格	数 量	備 考
土のう	役場庁舎東側	PP袋	3,000袋	
	西コミセン	PP袋	300袋	
	木上コミセン	PP袋	250袋	
土のう袋（空）	備蓄倉庫	PP袋	100袋	
ブルーシート	庁舎外部書庫	10m×10m	1枚	
	庁舎外部書庫	7.2m×7.2m	6枚	
	庁舎外部書庫	7.2m×5.4m	1枚	
	備蓄倉庫	10m×10m	2枚	
	備蓄倉庫	9.0m×9.0m	4枚	
	備蓄倉庫	7.2m×7.2m	8枚	
	備蓄倉庫	5.4m×5.4m	2枚	
	備蓄倉庫	3.6m×5.4m	330枚	
スコップ	役場水防倉庫		12個	
	消防団	消防ポンプ積載車	26台	多機能車含む
ロープ	役場水防倉庫	100m	1本	
	役場水防倉庫	30m	3本	
	消防団各部	10m	24本	
木くい	福島水防倉庫	L=1.8m	150本	
掛矢	役場水防倉庫		2個	
	消防団	消防ポンプ積載車	25個	
鉄線	福島水防倉庫	8番線	50kg	
チェンソー	庁舎外部書庫		5台	
車両	庁舎車庫	2tダンプ	1台	
	庁舎車庫	軽トラック	3台	
	庁舎車庫	消防ポンプ積載車	2台	多機能車含む
	消防団	消防ポンプ積載車	24台	
発電機	庁舎外部書庫		4台	
	消防団		17台	
	消防団	ガスポンベ式	3台	1・3・7分団
トランシーバー	庁舎内部書庫		30台	
IP無線	消防幹部	ハンディ式	11台	
	消防団	消防ポンプ積載車	17台	
	役場庁舎	ハンディ式	5台	
携帯担架	消防団	消防ポンプ積載車	25枚	
AED	消防団	消防ポンプ積載車	24台	
ポータブル蓄電池	備蓄倉庫		3台	
照明器具	庁舎外部書庫	投光器	10台	
	各分団詰所	投光器	24台	発電機が必要
	消防ポンプ積載車	投光器	25台	
救助用ボート	公用車第2車庫	6人乗り	2艇	
	公用車第2車庫	5人乗り	1艇	
	公用車第2車庫	4人乗り	1艇	

令和7年度 錦町防災会議委員

令和7年4月1日現在

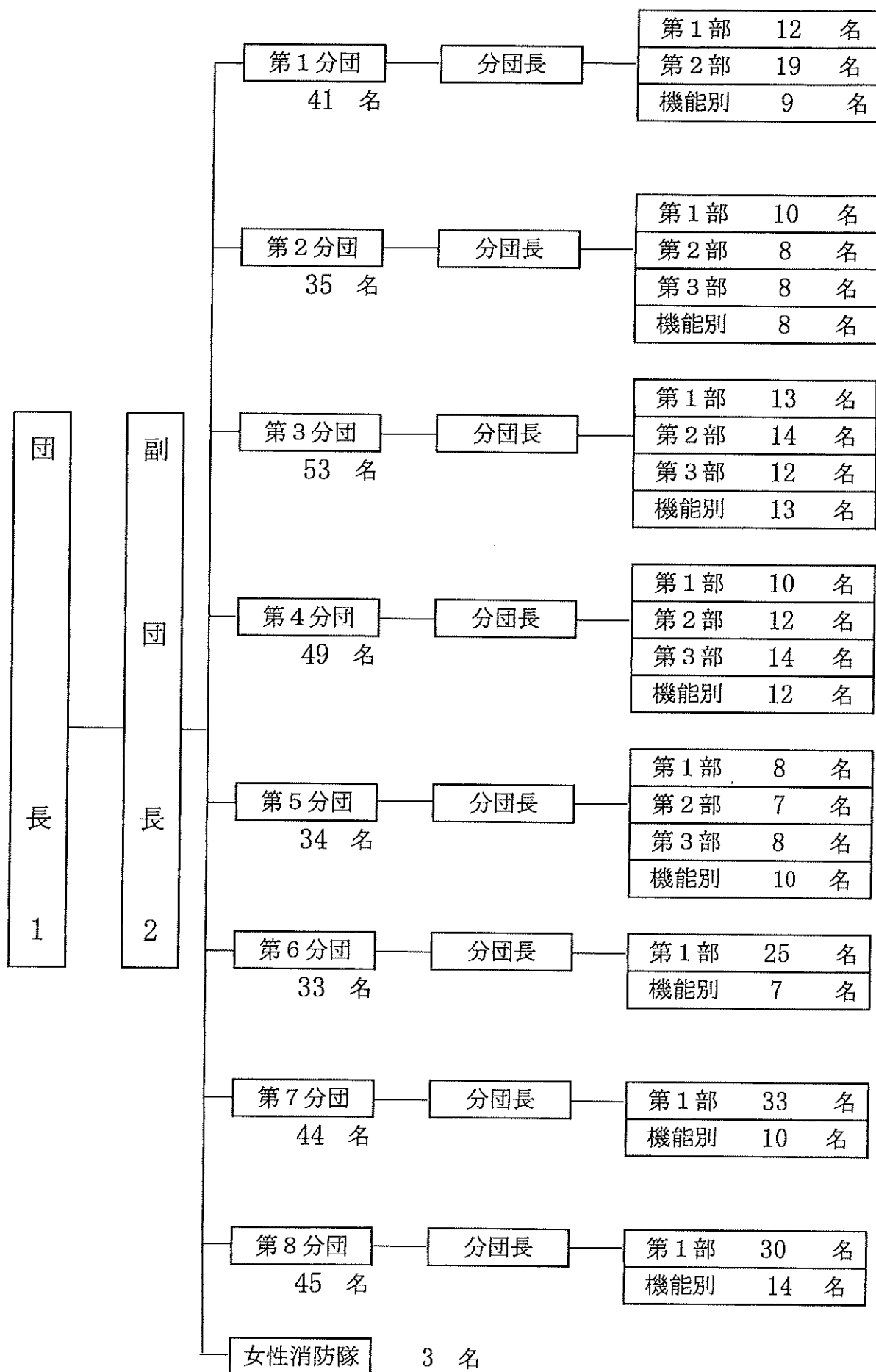
番号	機関名	氏 名	錦町防災会議 条例
1	錦町長(会長)	森本 完一	第3条第2項
2	錦町副町長	深水 英雄	第3条第5項第8号
3	熊本地方気象台 水害対策気象官	格内 達雄	第3条第5項第1号
4	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 流域治水課長	一ノ瀬 誠	〃
5	球磨地域振興局長	田口 雄一	第3条第5項第2号
6	人吉警察署 警備課警備係長	田中 政徳	第3条第5項第3号
7	人吉警察署 錦駐在所 主任	石坂 尚弥	〃
8	人吉警察署 錦駐在所 係員	朝倉 菜歩	〃
9	錦町役場 総務課長	有瀬 耕二	第3条第5項第4号
10	錦町役場 地域整備課長	高山 拓二	〃
11	錦町役場 住民福祉課 係長	上野 綾	〃
12	錦町役場 企画観光課長	中村 裕二	〃
13	錦町役場 農林振興課長	東 貴志	〃
14	錦町役場 保険政策課 主幹	永田 紀久美	〃
15	錦町役場 健康増進課 係長	藤川 絹代	〃
16	錦町役場 教育振興課 係長	新川 千文	〃
17	錦町 教育長	毎床 三喜男	第3条第5項第5号
18	錦町消防団長	小田 一男	第3条第5項第6号
19	錦郵便局長	鶴田 直樹	第3条第5項第7号
20	錦町区長会 会長	盛川 長利	第3条第5項第8号
21	錦町区長会 副会長	深水 充	〃
22	錦町区長会 副会長	栞原 和親	〃
23	錦町婦人会 会長	高田 あき子	〃
24	錦町婦人会 副会長	東 久美代	〃
25	市房ダム管理所 所長	村田 要	第3条第5項第1号
26	人吉下球磨消防組合 東分署長	井口 卓	〃
27	錦町社会福祉協議会 次長	税所 隆浩	第3条第5項第8号

令和7年度 区長・主事 名簿

区	区 長			主 事		
	氏名	住所	電話	氏名	住所	電話
1	ミタ ヨシキ 右田 宣之	西1442	38-0847	カミムラ テツロウ 岡村 哲郎	西715-22	38-0178
2	ヒキジ ハルオ 引地 晴男	西1885-15	38-0296	モリカワ ヒデカス 森川 秀和	西851-4	38-0263
3	ヤマジ タダシ 山路 正	西78	090-1511-0218	フクヤマ コウイチ 福山 浩一	西72	38-0971
4	ヒラノ シンヤ 平野 伸也	西542-22	38-0621	サカヅキ マサオ 坂崎 正男	西301-2	38-0560
5	カミムラ ヨシノブ 中村 義徳	西751-1	38-2116	クラモト ユウジ 倉本 裕治	西862-9	38-2361
6	ナス ヤスヒロ 那須 雅秀	西996-5	38-3651	ハシノ ケイ 橋野 圭	西3287-100	38-0250
7	スズキ シュウイチ 鈴木 秀一	西208-1	38-1031	ヨネダ カズキ 米田 和幸	西1478-2	38-0351
8	フカミ ミツル 深水 充	西2459	38-1830	ヤマグチ ユウキチ 山口 勇吉	西2943-7	38-3701
9	タヤマ チン 田山 千年	一武192	38-1508	ヨシムラ イッセイ 吉村 一成	一武797-3	38-1862
10	フカミ ユウジ 深水 勇治	一武1839	38-1552	マエダ ジュンイチ 前田 淳一	一武2025	38-1591
11	マツハラ キシオ 松原 樹志夫	一武2176-19	38-1362	シノダ チズミ 蓑田 千鶴美	一武2650-16	38-1901
12	クワハラ カズチカ 栗原 和親	一武1475-2	38-1604	ナカモト タカシ 長友 崇	一武2826-1	38-3746
13	ウエダ アキオ 上田 昭男	一武2122-141	38-4143	フカミ ユキハル 深水 幸晴	一武2281-6	38-1426
14	イダタ ヨシ己 伊高 良己	一武4609-10	38-2698	ミヤザキ ケンジ 宮崎 賢祉	一武2803	38-2718
15	カワシマ ヒロフミ 川嶋 浩文	一武3348-2	38-1248	カミムラ ヨシジ 中村 裕二	一武3857-2	38-1216
16	タカ タカズ 高田 一典	一武2088-2	38-1176	ヤマザキ アキノブ 山崎 秋信	一武2067-5	38-3957
17	オカモト ツルオ 岡本 鶴男	一武1109	38-2261	クワハラ ユカ 栗原 豊	一武832	38-2794
18	ムラヤマ ヨシスケ 村山 洋介	木上南924-3	38-2837	サカタ ショウジ 坂下 庄二	木上南955-2	38-2226
19	ウエムラ タツオ 上村 辰生	木上南242	38-2182	カミヤ コウジ 神屋 光二	木上南1333	38-2187
20	ヤナセ トシヤ 柳瀬 俊也	木上東1626	38-2528	ムラツ コウイチ 村津 浩一	木上東2792	38-2541
21	モリカワ ナガシ 盛川 長利	木上東1-7	38-0316	タナカ カツヤ 田中 勝也	木上北1455-17	38-3003
22	クボタ ノリオ 久保田 徳男	木上西129	38-3036	チシキ カツヒロ 知識 克広	木上東250	38-3120
23	モリヤ アキラ 守屋 晃	木上北1760-1	38-3090	クワハラ テルミ 栗原 輝美	木上北2173-1	38-0031
24	ミヅハシ マサオ 三輪 優生	木上西1206-1	38-2386	タダ テツヤ 多田 哲也	木上北973-1	38-3140
25	シンムラ タカシ 新村 隆	木上北106-2	38-2302	ツチヤ リョウジ 土屋 良治	木上西2550-146	38-1219
26	タダ シンイチ 多田 伸一	木上北226	080-6413-8498	ヒラカワ シンヒロ 平岡 義弘	木上北309	38-2313

消防組織と編成状況

令和7年4月1日現在



総員 340名 -40(条例定数 350名)

令和7年度 錦町消防団幹部名簿

階 級	氏 名	自 宅	携帯電話
団 長	小田 一男	38-2761 38-0052	090-8836-9700
副団長	那須 将人	38-1502	090-2397-0362
副団長	早田 弘貴	38-2298	090-7151-4912
第1分団長	犬童 潤	38-2300	090-4517-8803
第2分団長	大石 直幸	-	080-3973-4507
第3分団長	西嶋 裕介	38-0667	080-5218-7352
第4分団長	淵田 瑞穂	38-1437	090-4517-8379
第5分団長	簗田 栄典	38-2768	090-8942-0808
第6分団長	浅生 宰	38-2860	080-2725-2019
第7分団長	椎葉 晃一郎	-	090-9791-7115
第8分団長	池田 晃一朗	38-3187	090-3327-2079
消防主任	守永 幸太郎	-	090-8835-7267
消防副主任	阿部 和也	-	080-2706-4011
消防副主任	笹田 翔太	-	090-4511-0822
事務局	役場総務課	38-1111	090-2502-3877

令和7年度 錦町消防団部長・班長名簿

No.	部長		No.	班長	
	所 属	氏 名		所 属	氏 名
1	第1分団1部	高橋 功二	1	第1分団1部	中山 明寛
2	第1分団2部	山口 貴大	2	第1分団2部	那須 健太
3	第2分団1部	山村 祐貴	3	第2分団1部	土屋 慶太
4	第2分団2部	小園 征宏	4	第2分団2部	高濱 伸幸
5	第2分団3部	犬童 浩	5	第2分団3部	小俣 太志
6	第3分団1部	川野 祐伸	6	第3分団1部	渡邊 一郎
7	第3分団2部	田山 雅也	7	第3分団2部	手柴 智晴
8	第3分団3部	新川 貴宏	8	第3分団3部	濱川 浩樹
9	第4分団1部	武田 雅也	9	第4分団1部	樺木 右京
10	第4分団2部	古川 優也	10	第4分団2部	南田 和哉
11	第4分団3部	谷口 弘樹	11	第4分団3部	石原 正鷹
12	第5分団1部	倉岡 正裕	12	第5分団1部	黒肥地 光
13	第5分団2部	尾里 隆	13	第5分団2部	沖松 康宏
14	第5分団3部	笹渕 友和	14	第5分団3部	原 祐貴
15	第6分団1部	岡村 諭	15	第6分団1部	豊永 大志
16	第7分団1部	宮本 光	16	第6分団1部	土肥 祥吾
17	第8分団1部	一村 博範	17	第7分団1部	田中 慎一
18	ラッパ隊	立開 光義	18	第7分団1部	田山 純一
			19	第8分団1部	東 智一
			20	第8分団1部	鶴田 幸平
			21	ラッパ隊	今村 晋太郎

錦町地域防災計画危険箇所等

1 水防警報及び洪水予報発令基準

河川名	観測所	水防警報及び洪水予報発令基準	担当官署
球磨川 (洪水予報河川)	一武観測所	水防団待機水位 3.50 m ※ 氾濫注意水位 4.30 m ※ 避難判断水位 4.40 m ※ 氾濫危険水位 4.50 m ※	国土交通省 八代河川国道事務所
川辺川 (水位周知河川)	県川辺	水防団待機水位 3.39 m 氾濫注意水位 3.82 m 避難判断水位 3.82 m 氾濫危険水位 4.00 m	熊本県 球磨地域振興局

※令和2年7月5日から、暫定基準での運用を実施。令和3年出水期も引き続き暫定基準で運用

2-1 球磨川水系重要水防区域(Aランク重点)

水防上最も重要な箇所で、洪水が堤防を越える恐れがある箇所。または、川満杯に洪水が流れた時に堤防が壊れる恐れがある(堤防の大きさが不足している)箇所。

番号	河川名	地先名	位置(km)	延長(m)	備 考
25	球磨川	西 一丸	左岸64/600 ~64K800	180	越水(溢水)A

2-2 球磨川水系重要水防区域(Bランク)

水防上重要な箇所で、洪水を安全に流せる堤防の高さに余裕がない箇所。または、堤防の大きさに余裕がない箇所。

番号	河川名	地先名	位置(km)	延長(m)	備 考
45	球磨川	西川后島	左岸66/700	220	越水(溢水)B

2-3 球磨川水系重要水防区域(要注意)

過去に堤防が壊れた跡、昔、川が流れていた箇所。

番号	河川名	地先名	位置(km)	延長(m)	備 考
9	球磨川	西川后島	左岸66/910	420	旧川跡、木綿葉大橋~大谷川
10	球磨川	西川后島	左岸67/300	370	
11	球磨川	西川后島	左岸67/690	480	
12	球磨川	西川后島	左岸68/290	390	
13	球磨川	西川后島	左岸68/700	210	
14	球磨川	西川后島	左岸68/900	170	旧川跡、大谷川~錦大橋
15	球磨川	一武平岩	左岸69/860	600	
16	球磨川	木上岩城	右岸70/600	300	旧川跡、球磨大橋下流
17	球磨川	木上平良	左岸71/300	50	旧川跡、水無川下流
18	球磨川	木上平野	左岸71/670	40	旧川跡、冷水川下流
19	球磨川	木上平川	右岸71/710	30	旧川跡、木上大橋上流
20	球磨川	木上平野	左岸72/760	140	旧川跡、冷水川~木上大橋上流
21	球磨川	木上平野	左岸73/560	80	
22	球磨川	木上平野	左岸73/790	30	

3-1 急傾斜崩壊危険箇所(県指定ランクⅠ)

被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)ある箇所。

番号	地区名	所在地	人家数	公共施設
1	北京の峰	西天下鶴(久保田宅～早田宅一帯)	5	町道100m
2	南京の峰	西天下鶴(天下神社一帯)	5	町道100m
3	上一丸	西上一丸(神城温泉裏一帯)	1	
4	大正	西大正(藤田宅～立作宅一帯)	5	町道200m
5	内村	一武内村(内村一帯)	5	町道50m
6	迫・野間	木上権現尾(迫・野間一帯)	22	県道200m
7	荒田	木上荒田(村山宅～福田宅一帯)	12	町道100m
8	岩城	木上岩城・馬場(吉川宅～旧桑原宅一帯)	21	町道400m
9	山下	木上山下(湯平団地一帯)	15	県道200m

3-2 急傾斜崩壊危険箇所(県指定ランクⅡ)

被害想定区域内に人家が1戸から4戸ある箇所。

番号	地区名	所在地	人家数	公共施設
1	無田の原	西無田の原(赤池征二宅)	1	町道50m
2	一丸	西一丸(早田セツ宅北側斜面)	5	町道50m
3	上一丸	西上一丸(今村宅一帯)	2	国道100m
4	京の峰B	西京の峰(淵田清宅北側斜面)	1	
5	京の峰A	西京の峰(犬童敏宅)	1	
6	久保宇野	西久保宇野(日根野敦之宅)	1	町道50m
7	久保宇野	西久保宇野(津曲和男宅)	1	
8	大正	西大正(下田一幸宅)	1	
9	上黒辺田野	西上黒辺田野(西村、原田宅)	2	
10	鍋山	西鍋山(山本力雄宅)	1	農道50m
11	内村A	一武上福島(八幡宮北側斜面)	1	町道50m
12	内村B	一武内村(桑原国光宅東側)	1	町道50m
13	覚井	一武覚井(柳瀬正州宅西側)	1	
14	木上A	木上由留木(増木正二郎宅一帯)	4	町道100m
15	木上B	木上由留木(深水和美宅一帯)	2	農道50m
16	山下A	木上山下(山下集落センター北側)	12	町道100m
17	目郎A	木上目郎(旧那須龍介宅)	2	町道100m
18	目郎B	木上目郎(旧椎葉京子武宅一帯)	2	
19	目郎C	木上目郎(岩本健士宅一帯)	3	町道100m
20	木上C	木上荒田(旧鶴崎毅宅)	1	町道50m
21	迫A	木上迫(迫公民館一帯)	4	町道100m
22	迫B	木上迫(元田清範宅一帯)	5	町道100m
23	迫C	木上迫(桑原英二宅一帯)	2	

4-1 県指定土石流危険渓流(ランクⅠ)

土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流。

番号	渓流名	渓流長(km)	保全対象区域の現況	備 考
1	汁谷川	0.29	人家 8戸	旧別府公民館一帯
2	小鶴川	0.27	人家 2戸	寺村研修センター一帯
3	尾谷川	0.40	人家 23戸	狩政お堂一帯

4-2 県指定土石流危険渓流(ランクⅡ)

土石流危険区域内に人家が1戸から4戸以上ある場合の当該区域に流入する渓流。

番号	渓流名	渓流長(km)	保全対象区域の現況	備 考
4	寺 川	0.24	人家 2戸	上黒辺田野 園田宅一帯

5 錦町指定の危険箇所

番号	地区名	所在地	災害種別	予想される災害	戸数
1	無田の原	内山一夫宅一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ	1
2	一丸	旧ゼンカイミート一帯	浸水	球磨川、鳩胸川の氾濫による浸水	1
3	久保宇野	新宮寺一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ、北側の地滑り	1
4	大正	原田厚司宅一帯	地滑り	宅地西側の地滑り	1
5	大正	木もれ陽会一帯	地滑り	西側一帯の地滑り	2
6	鍋山	立石宅一帯	土石流	裏山からの土石流	3
7	上一丸	森田宅一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ	5
8	上大鶴	榎本美津子宅一帯	土石流	宇土の口谷上流からの土石流	2
9	上大鶴	榎本美津子宅一帯	護岸崩壊	宅地南側の護岸崩壊による浸水	1
10	上大鶴	勘米良安代宅一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ	2
11	上大鶴	椎葉信久宅一帯	浸水	高柱川の氾濫による浸水	1
12	土屋	旧樹永宅一帯	がけ崩れ	宅地西側のがけ崩れ	1
13	小川	旧末永宅一帯	浸水	水路の氾濫による浸水	1
14	小川	尾方ミヨ宅一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ	1
15	狩政	広瀬良幸宅一帯	土石流	下里山からの土石流及び増水	2
16	下本別府	堤尻ため池	決壊	増水によるため池決壊	2
17	平川	字湯田一帯	がけ崩れ	がけ崩れ、地滑り	5
18	覚井	西建設一帯	がけ崩れ	木上小斜面からのがけ崩れ	3
19	野間	野間川周辺	護岸崩壊	野間川の自然護岸崩壊	11
20	野間	久保田三郎宅一帯	町道浸水	黒坂地区からの増水による町道浸水	0
21	由留木	智源寺一帯	がけ崩れ	裏山のがけ崩れ、東側地滑り	1
22	由留木	加茂神社一帯	がけ崩れ	神社一帯の町道へのがけ崩れ	0
23	緑ヶ丘	肝付六男宅一帯	地滑り	宅地から町道方向に地滑り	3
24	木上平岩	木上平岩一帯	がけ崩れ	飛行場水路の氾濫によるがけ崩れ	10

(安否不明者・行方不明者) 氏名等公表業務チェックリスト

No.	内容	チェック
1	県警、消防及び関係機関に対し、同機関が把握している安否不明者、行方不明者の情報を提供するように依頼する。	
2	安否不明者、行方不明者の数を県防災情報共有システムに入力する。	
3	安否不明・行方不明が災害に起因するものかについて、市町村長まで確認のうえ判断を行う。	
4	災害に起因する安否不明・行方不明と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。	
5	住民基本台帳の閲覧制限がない場合、安否不明者・行方不明者の公表用名簿を作成する。 名簿掲載項目…住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別	
6	公表用名簿を県危機管理防災課に送付する。	
7	公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市町村も公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクとしてもかまわない。	
8	安否が判明した場合は、公表用名簿から削除し、その旨を県危機管理防災課に連絡する。	
9	安否不明者の氏名等を公表して一定期間が経過した場合、県危機管理防災課と調整の上、行方不明者に切り替える。	
10	安否不明者から行方不明者への切り替えの場合は、安否不明者の公表用名簿を行方不明者用に作成し直し、同名簿を県危機管理防災課に送付する。	

(死者) 氏名等公表業務チェックリスト

No.	内容	チェック
1	県警の検視結果等を基に、災害に起因する死者と認められるかについて、市町村長まで確認のうえ判断する。	
2	災害に起因する死者と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。	
3	死者数を県防災情報共有システムに入力するとともに、氏名等の情報について、管轄の広域本部・地域振興局に直接電話で連絡する。	
4	災害に起因する死者の公表用名簿を作成する。 名簿に掲載する項目 ①住民基本台帳の閲覧制限がない者 住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別、死因等 ②住民基本台帳の閲覧制限がある者 年代、性別、居住市町村、死因等	
5	作成した名簿を県危機管理防災課に送付する。	
6	公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市町村も公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクとしてもかまわない。	

災害時応援協定市町村

